

法科大学院等の教育の更なる充実・改善のための方策について（案）

今期の本特別委員会は、本年3月13日付で「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」を取りまとめるとともに、前回10月5日の特別委員会において、法曹コースの制度設計等について概ね了承したところである。これらを踏まえ、法学未修者コースの改善・充実の方策等について審議いただくものである。

1 法科大学院法学未修者コースの改善・充実について

(1) 目指すべき方向

法学部法曹コースの学生は、法科大学院への進学に当たっては既修者コースへの進学を基本として、法学未修者コースについては、法学を履修する課程以外の出身者（純粹未修者）や社会人経験者が入学者の多数を占めることを目指す。

(2) 現状

これまで様々なバックグラウンドを有する質の高い法曹を生み出してきたものの、司法試験の累積合格率は5割に達しておらず、修了に要する期間と経済的負担もあり、志願者・入学者は減少を続けている。

(3) 改善方策

- ① 現状を踏まえ、入学者の質の確保の観点から、純粹未修者や社会人経験者の割合を3割以上とする告示は見直しをした一方で、これらの者についてその適性を適確に評価するよう、入学者選抜における配慮義務を規定する。さらに、各法科大学院は、来年度から本格実施される共通到達度確認試験も活用して、進級時の質保証を充実させる。
- ② 入学時に十分な実務経験等を有する者については、大学が適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能としている。法科大学院で行われている優れた基礎法学の教育にかんがみれば、さらに充実させることも考えられる一方で、法科大学院において基礎法学・隣接科目が必修とされた趣旨を踏まえれば、各法科大学院の判断により、純粹未修者や社会人経験者については、基礎法学・隣接科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能とする方向で検討することが適当ではないか。
- ③ 法学未修者については、若手実務家による自らの学修経験を踏まえたきめ細かな指導に教育効果が期待されることから、このような指導の一層の促進のため、若手実務家を専任教員として活用することができるよう、実務家教員の実務経験年数（現行おおむね5年以上）について、教育の質が確保されることを前提に、科目の特性を踏まえつつ、見直しを検討することとしており、実務経験や科目の特性等についてどのように考えることが適当か。

- ④ 新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対して、より安定的・継続的に支援するとともに、優れた未修者教育の実例やその手法等を体系化し、共有可能にする取組を行う。
- ⑤ さらに、純粹未修者や社会人経験者に対して、入学後の適性のミスマッチを防止するため、出願前に法科大学院教育を体験できるようにすることや法科大学院不在地域の大学と連携した法学未修者教育を推進するための方策等を検討する。

2 法科大学院両コースに共通する充実・改善方策について

(1) 加算プログラムにおける客観的指標の見直し

- ① 法曹コース出身者を対象とした特別枠の設定に伴い、法科大学院に係る加算プログラム等における競争倍率に係る客観的指標については一般選抜等に限定して適用しつつ、司法試験合格率に加えて、標準修業年限修了率等を指標にする方向で検討する。

3 法科大学院既修者コースの充実・改善方策について

(1) 法曹コースとの接続

- ① 認定（協定を結んだ）法曹コースから特別選抜により法科大学院へ進学できるルートを十分に確保できるよう、法曹コースを対象とする特別選抜枠は法科大学院の定員の5割を上限とする。書類審査、面接等を重視して、法律基本科目について論述式試験を課さない方式は、連携先の認定法曹コースを対象として原則定員の4分の1以内とする。例えば、法科大学院の定員の4分の1が10人未満である場合には、10人を上限として募集することを可能とする。
- ② 連携関係にない法曹コースの学生も特別選抜等の対象に含められるよう、法曹コースとして認定されている課程が一覧できるよう文部科学省において必要な措置を講じることや、法曹コースの質の保証の観点から、学生の成績評価の状況等の公表義務を課すことを検討する。
- ③ 法曹コースの学生を対象とする特別選抜については、学部成績が重要な選抜資料となることから、入学者選抜において、入学直前に在籍する学年の前期の成績を選抜資料に含めなければならないことを検討する。
- ④ 各法科大学院は、連携先の法曹コース修了予定者数等を想定して、適切に特別選抜枠を設定することが求められる。また法曹コースは、その教育にふさわしい環境の確保のため、学生数を適切に管理することが求められる。

(2) 法学既修者認定について

- ① これまで法学既修者認定については、現在の認証評価基準において、当該科目について論述式の法律試験の実施が必要とされているが、今回、特別選抜においては、法曹コースの成績を基に、例えば5科目以上一括して既修者認定を認めることとする。

- ② 入学前に大学院で修得した単位を入学後の修得単位としてみなすことができる上限（現行30単位）、法学既修者について法科大学院の単位を修得したものとみなすことができる上限（現行30単位）、これらを合算した上限を一定程度緩和するとされている。各法科大学院が既修者認定の対象として新たに加える科目として、基礎法学・隣接科目等が想定されているが、法律基本科目以外については、法曹コース等の成績を基に既修者認定する際の科目に加えられることとする。

(3) 法曹コースと法科大学院の体系的教育について

① 法律基本科目の体系的整理

ア 法学教育は、基本的な法律知識の修得・理解の段階から、関連する多様な理論や裁判例等を更に掘り下げて深く理解していく段階、それらの理解を具体的な事例等を実証的に展開していく段階など、階層的な学修の積み重ねが必要となる。法学教育を体系的に行うに当たっては、段階ごとに焦点を合わせた学修内容と評価基準を設定し、段階ごとの学修を積み重ねた結果、多面的かつ総合的な能力を習得できるようカリキュラムを配慮することが有用である。

イ 法学教育における教育手法は様々な手法があり得るところ、例えば、基礎的な知識の修得・理解においては講義形式が有用であるのに対して、知識や理解を実証的に展開していく場合には、演習方式や論文作成方式などが適した教育手法となり得る。

ウ 法学教育の体系化に当たっては、例えば、

(ア) 法律の基本的な考え方や知識の習得、多様な学説や裁判例などの考え方について、主に講義形式で理解する段階。

(イ) 知識や考え方の具体的な事例等への適用範囲・射程について、双方向・多方向の講義方式や演習方式を併用するなどして理解する段階。

(ウ) 具体的な事例等に対する法の適用について、論理的な結論により表現し、さらに最新の実務的な課題に対する研究・議論・実証を行うことについて、演習方式や論文作成方式などによって理解する段階

など整理して、法曹コースの教育と法科大学院の教育について、それぞれ充実を図ることが有益ではないか。

- ② 法科大学院における実務基礎教育や展開・先端科目の更なる充実について実務基礎科目など理論と実務を架橋する教育は原則として法科大学院で行うこととされており、各法科大学院においては、それぞれの特色を活かして、実務基礎科目や展開・先端科目等の授業科目や海外留学を始め国際プログラム等を充実していくことが期待される。